

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則

(環境対策課)

一

## 告 示

○平成十四年宮城県告示第三百六十三号(証紙代金収納計器の指定)の一部を改正する告示

(税務課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

一

○宮城県農業大学の農産物の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託

(農業振興課)

二

○保安林の指定の解除の予定

(森林整備課)

二

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

二

○道路の供用開始

(道路課)

三

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了(四件)

(建築宅地課)

三

## 選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

四

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

四

## 収用委員会

○鳴瀬川中流部改修工事美里町事件裁決手続開始決定

四

○鳴瀬川中流部改修工事美里町事件審理の開始

五

○鳴瀬川中流部改修工事美里町事件公示による通知

五

ページ

## 規 則

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと宮城の水循環保全条例施行規則(平成十六年宮城県規則第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項第三号中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第七十五号

証紙代金収納計器の指定(平成十四年宮城県告示第三百六十三号)の一部を次のように改正し、平成二十六年三月七日から施行する。

平成二十六年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号を次のように改める。

一 機種

1 ピツニーボウズ E五〇〇CT型

2 ネオポスト SHI二〇一〇

○宮城県告示第七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日

〇四一〇七〇〇三三〇	スプリント美田園セ ンター 名取市美田園三丁目 六一二	就労移行支援 A 型 就労継続支援 A 型	株式会社スプ リント	平成二十六年 三月一日
〇四二二一〇〇〇七五	蔵王すずしろ 刈田郡蔵王町遠刈田 温泉字七日原一七 百二十九	就労移行支援 B 型 就労継続支援 B 型	社会福祉法人 はらから福祉 会	平成二十六年 三月一日

○宮城県告示第百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大  
学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を平成二十六年二月二十五日次のとおり委託  
した。

平成二十六年三月七日

一 委託の相手方  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市田高字原三百八十九番地  
株式会社ヨークベニマル名取西店

二 委託期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

○宮城県告示第百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安  
林の指定を解除する予定である。

平成二十六年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四七から二五〇まで・押分字須加原一二七の二・早股字前川一八七の二・  
寺島字川向四五の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

二一 解除予定保安林の所在場所

岩沼市下野郷字浜二四七から二五〇まで・押分字須加原一二七の二・早股字前川一八七の二・

寺島字川向四五の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び岩沼市役所に備え置  
いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規  
定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ  
た。

平成二十六年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林  
整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び丸森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河南築館線	栗原市築館字外南沢一六三番二地先から 同市築館伊豆三丁目三十三番二十二地先まで	平成二十六年 三月七日

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年三月七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡七ヶ浜町吉田浜字小浜七番八及び七番二  
十二の各一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城郡七ヶ浜町菖蒲田浜字長砂十九番地の四十

六

七ヶ浜土地改良区

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年三月七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡七ヶ浜町吉田浜字野山五番三百九十六
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字前島一の一  
東北特殊工業株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年三月七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
本吉郡南三陸町志津川字天王山二十二番一、二十二番二、二十三番、二十九番及び三十八番二の各一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
本吉郡南三陸町志津川字天王山二十二番地一  
丸平木材株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年三月七日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
気仙沼市栄町三十六番一、三十六番四、五十三番二、五十三番七、五十四番、五十六番、五十七番一、五十八番、六十番一及び六十一番一の各一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
気仙沼市みなと町八十六番地  
社会福祉法人 鶯会

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年三月七日

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十一号

平成二十六年三月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年三月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三三、〇九〇

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、〇六二

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七九、一六六	岩沼選挙区	一一、六九五
宮城野選挙区	五〇、六〇六	登米選挙区	二三、三五〇
若林選挙区	三五、五二〇	栗原選挙区	二〇、八三一
太白選挙区	六〇、八三五	東松島選挙区	一〇、八六四
泉選挙区	五八、六三八	大崎選挙区	三六、九六〇
石巻・牡鹿選挙区	四三、八〇八	柴田選挙区	二二、九四〇
塩釜選挙区	一五、七四五	亘理選挙区	一三、一〇三
気仙沼・本吉選挙区	二三、二九〇	宮城選挙区	一三、七三八
白石・刈田選挙区	一四、二五九	黒川選挙区	二三、九六〇
名取選挙区	一九、六三〇	加美選挙区	九、一〇三

角田・伊具選挙区 一二、九〇六  
遠田選挙区 一一、九三四  
多賀城・七ヶ浜選挙区 二一、九五七

○宮選管告示第二十二号

平成二十六年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十六年三月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、〇六二

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成二十六年三月七日

宮城県収用委員会

- 一 起業者の名称 国土交通大臣
- 二 事業の種類 一級河川鳴瀬川水系鳴瀬川中流部改修工事及びこれに伴う県道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等  
土地の所在 宮城県遠田郡美里町木間塚字押切西 地内

地番	地目		地積		収用しようとする面積
	登記簿	現況	公簿	実測	
二十一番	宅地	畑	二四九・九九平方メートル	二四九・八六平方メートル	一九七・三八平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし 登記名義人 亡 畑中 繁の法定相続人である



畑中 恵子 住所不明 判明した最終の住所 樺太恵須取郡恵須取町大字大平字大平番外地

畑中 トメ 住所不明 判明した最終の住所 東京都杉並区上高井戸一丁目六番二三号八幡ハウ

ス

畑中 妙子 住所不明 判明した最終の住所 東京都杉並区上高井戸一丁目六番二三号八幡ハウ

ス

吉岡 裕 住所不明 判明した最終の住所 [AV.DONA RUYCE FERRAZ ALVIM, 631 - V.

MARY DIADEMA-SP. BRASIL]